

第 43 回

定時株主総会 招集ご通知

日 時 平成27年6月19日(金曜日)
午前10時

受付開始時刻 平成27年6月19日(金曜日)
午前9時15分から

議決権行使期限 平成27年6月18日(木曜日)
午後5時30分まで

目 次

招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役4名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する
対応策(買収防衛策)更新の件

インターネットによる議決権行使のご案内

証券コード4326
平成27年6月4日

株 主 各 位

東京都千代田区神田練塀町3番地
インテージ秋葉原ビル
株式会社インテージホールディングス
代表取締役 宮 首 賢 治
社 長

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご欠席の場合は、以下のいずれかの方法により議決権をご行使いただくことができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【議決権行使書による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月18日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送ください。

【インターネットによる議決権行使】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、インターネットにより議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって平成27年6月18日（木曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田練塀町3番地
富士ソフト アキバプラザ 5階 アキバホール
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第43期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第43期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書による方法とインターネットによる方法の両方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる方法を有効といたします。
- (2) インターネットによる方法で複数回議決権をご行使された場合は、最後の議決権行使を有効といたします。
- (3) 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

以 上

~~~~~  
当日ご来場の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名様限りとさせていただきます。

(お知らせ)

- ①本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.intageholdings.co.jp>) に掲載しておりますので、別添の「第43期報告書」には記載しておりません。
- ②株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類又は計算書類につき、修正すべき事項が生じた場合には、上記当社ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、グループ経営の成果であります連結業績をベースに、配当と内部留保のバランスを考慮した利益配分を行うことを基本的な考え方としております。配当につきましては、目標として連結配当性向30%を目安にしており、内部留保資金につきましては、当社グループの成長性と収益性を継続して高めていくための投資等に活用し、今後の業績向上に努めることで、株主の皆様へ還元させていただく所存であります。

第43期の期末配当につきましては、当期の連結業績及び上記方針を勘案しつつ、1株30円とさせていただきたいと存じます。この場合、当期の連結当期純利益に対する配当額の比率である連結配当性向は24.5%となります。

### 1. (第43期) 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30.00円  
(この場合の配当総額は603,388千円)
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月22日

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

### 1. <sup>ミヤ</sup>宮 <sup>クビ</sup>首 <sup>ケン</sup>賢 <sup>ジ</sup>治

再 任

|          |             |
|----------|-------------|
| 生 年 月 日  | 昭和32年12月10日 |
| 所有当社株式数  | 22,000株     |
| 在 任 期 間  | 8年          |
| 現在の地位・担当 | 当社代表取締役社長   |
| 重要な兼職の状況 | 該当事項はありません  |

#### ●略歴

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 昭和55年 4月 | 当社入社                 |
| 平成19年 6月 | 当社取締役 インキュベーションセンター長 |
| 平成22年 4月 | 当社常務取締役 事業開発本部長      |
| 平成23年 4月 | 当社代表取締役社長 事業開発本部長    |
| 平成24年 4月 | 当社代表取締役社長（現任）        |

### 2. <sup>イシ</sup>石 <sup>ツカ</sup>塚 <sup>ノリ</sup>純 <sup>アキ</sup>晃

再 任

|          |                  |
|----------|------------------|
| 生 年 月 日  | 昭和34年 1月10日      |
| 所有当社株式数  | 15,500株          |
| 在 任 期 間  | 9年               |
| 現在の地位・担当 | 当社常務取締役          |
| 重要な兼職の状況 | 株式会社インテージ代表取締役社長 |

#### ●略歴

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 昭和57年 4月 | 当社入社                        |
| 平成18年 6月 | 当社取締役 営業本部副本部長              |
| 平成20年 4月 | 当社取締役 ビジネスソリューションユニットディレクター |
| 平成21年 4月 | 当社取締役 営業本部長                 |
| 平成23年 4月 | 当社取締役 DCG・サービス事業本部長         |
| 平成25年 4月 | 当社常務取締役（現任）                 |

### 3. マツモト ススム 松本 享

再 任

生 年 月 日 昭和27年7月3日  
所有当社株式数 9,200株  
在 任 期 間 6年  
現在の地位・担当 当社取締役 経営企画担当、関係会社担当、グループ人事戦略担当、危機対策委員会担当、内部統制推進委員会担当  
重要な兼職の状況 株式会社アスクレップ取締役

#### ●略歴

昭和48年4月 当社入社  
平成21年6月 当社取締役 ビジネスソリューションユニットディレクター  
平成23年4月 当社取締役 ヘルスケア事業本部長  
システムソリューション事業担当、医薬品開発支援事業担当  
平成24年4月 当社取締役 ヘルスケア事業本部長  
平成25年4月 当社取締役 経営企画部担当、グループヘルスケア事業担当  
6月 当社取締役 経営企画部担当、関係会社担当、グループヘルスケア事業担当、危機対策委員会担当、内部統制推進委員会担当  
平成26年4月 当社取締役 経営企画部担当、関係会社担当、グループヘルスケア事業担当、グループ人事戦略担当、危機対策委員会担当、内部統制推進委員会担当  
平成27年4月 当社取締役 経営企画担当、関係会社担当、グループ人事戦略担当、危機対策委員会担当、内部統制推進委員会担当（現任）

## 4. ウエ上 ハラ原 ユキ征 ヒコ彦

再任

社外取締役

独立役員

生 年 月 日 昭和19年4月9日  
所有当社株式数 10,200株  
在 任 期 間 6年  
現在の地位・担当 当社取締役  
重要な兼職の状況 公益財団法人流通経済研究所理事長  
学校法人昭和女子大学特命教授  
サントリー食品インターナショナル株式会社監査等委員である社外取締役

### ●略歴

昭和43年4月 株式会社日本勧業銀行入行  
昭和45年7月 財団法人流通経済研究所研究員  
昭和49年4月 同研究所主任研究員  
昭和55年4月 学校法人明治学院大学経済学部助教授  
昭和61年4月 同学部教授  
平成16年4月 学校法人明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授  
平成20年5月 公益社団法人日本通信販売協会会長  
平成21年6月 当社取締役（現任）  
平成22年5月 公益財団法人流通経済研究所理事長（現任）  
平成24年12月 サントリー食品インターナショナル株式会社社外監査役  
平成26年4月 学校法人昭和女子大学客員教授  
平成27年4月 学校法人昭和女子大学特命教授（現任）  
5月 サントリー食品インターナショナル株式会社監査等委員である社外取締役（現任）

## 5. <sup>キシ</sup>岸 <sup>シ</sup>志 <sup>ヅ</sup>津 <sup>エ</sup>江

新任

社外取締役

独立役員

|                      |                                           |
|----------------------|-------------------------------------------|
| 生年月日                 | 昭和26年11月12日                               |
| 所有当社株式数              | 0株                                        |
| 在任期間                 | 0年                                        |
| 現在の地位・担当<br>重要な兼職の状況 | 該当事項はありません<br>学校法人東京経済大学経営学部長<br>日本広告学会会長 |

### ●略歴

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 昭和58年4月  | 名古屋商科大学商学部専任講師       |
| 昭和63年3月  | 名古屋市立大学経済学部助教授       |
| 平成8年4月   | 名古屋市立大学経済学部教授        |
| 平成10年4月  | 学校法人東京経済大学経営学部教授（現任） |
| 平成22年10月 | 日本広告学会会長（現任）         |
| 平成26年4月  | 学校法人東京経済大学経営学部長（現任）  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の有する当社の株式数は、平成27年3月31日現在のものです。
3. 上原征彦氏及び岸志津江氏は、社外取締役候補者であります。上原征彦氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、岸志津江氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
4. 上原征彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は大学の教授であり経済分野に精通し、これまでの経験に基づく専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、社外役員以外の方法で直接企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 岸志津江氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は大学の教授であり広告、マーケティング・コミュニケーション、消費者行動といった分野で長く研究をされてきたご経験を持ち、これまでの経験に基づく専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言をいただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 当社は上原征彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。また、岸志津江氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。



### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

## 1. サカ坂 モト本 トオル徹 再 任

---

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 生 年 月 日   | 昭和25年2月12日                           |
| 所有当社株式数   | 24,000株                              |
| 在 任 期 間   | 3年                                   |
| 現 在 の 地 位 | 当社監査役                                |
| 重要な兼職の状況  | 株式会社アスクレップ監査役<br>株式会社インテージテクノスフィア監査役 |

#### ●略歴

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 昭和48年4月 | 当社入社                     |
| 平成4年4月  | 当社システム事業本部BU統括部 図書システム部長 |
| 平成17年4月 | 当社営業本部営業5部長              |
| 平成18年4月 | 当社営業本部営業5部専任部長           |
| 平成22年3月 | 当社営業本部長付                 |
| 平成24年4月 | 当社経営管理部長付                |
| 平成24年6月 | 当社監査役（現任）                |

## 2. ナンゴウイタル 南郷 格

新任

生年月日 昭和27年4月10日  
所有当社株式数 27,000株  
在任期間 0年  
現在の地位 当社常務取締役 特命事項担当  
重要な兼職の状況 株式会社インテージ監査役

### ●略歴

昭和50年4月 当社入社  
平成17年6月 当社取締役 ソリューション本部副本部長  
平成18年4月 当社取締役 マーケティングソリューションユニットディレクター  
平成21年4月 当社常務取締役 経営企画部長、人事企画部長、関係会社担当  
平成25年4月 当社常務取締役 関係会社担当、グループ人事戦略担当  
6月 当社常務取締役 グループ人事戦略担当  
平成26年1月 当社常務取締役 社長室長、グループ海外事業担当、グループ人事戦略担当  
4月 当社常務取締役 グループ海外事業担当  
平成27年1月 当社常務取締役 特命事項担当（現任）

## 3. サイトウトシオ 齊藤 紀夫

再任

社外監査役

独立役員

生年月日 昭和21年3月11日  
所有当社株式数 3,000株  
在任期間 8年  
現在の地位 当社社外監査役  
重要な兼職の状況 株式会社アンテリオ監査役  
J B C Cホールディングス株式会社社外監査役

### ●略歴

昭和44年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社  
平成元年7月 同社開発製造部門人事担当  
平成9年4月 同社人事・組織担当  
平成14年3月 同社取締役人事・組織担当  
平成15年6月 同社常勤監査役  
平成18年3月 同社顧問  
平成19年6月 当社社外監査役（現任）  
株式会社アンテリオ監査役（現任）  
平成21年6月 J B C Cホールディングス株式会社社外監査役（現任）

## 4. ナカ 中 ジマ 島 ハジメ 肇

新任

社外監査役

独立役員

|          |                  |
|----------|------------------|
| 生年月日     | 昭和30年12月7日       |
| 所有当社株式数  | 0株               |
| 在任期間     | 0年               |
| 現在の地位    | 当社補欠監査役          |
| 重要な兼職の状況 | 弁護士<br>桐蔭法科大学院教授 |

### ●略歴

|          |                 |
|----------|-----------------|
| 昭和61年 4月 | 裁判官任官           |
| 平成9年 4月  | 東京地方裁判所判事       |
| 平成14年 4月 | 最高裁判所書記官研修所事務局長 |
| 平成16年 4月 | 裁判所職員総合研修所研修部長  |
| 平成17年 4月 | 東京高等裁判所判事       |
| 平成19年 3月 | 東京高等裁判所判事退官     |
| 4月       | 桐蔭法科大学院教授（現任）   |
| 6月       | 弁護士登録           |
| 平成26年 6月 | 当社補欠監査役（現任）     |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の有する当社の株式数は、平成27年3月31日現在のものです。
3. 齊藤紀夫氏及び中島肇氏は、社外監査役候補者であります。齊藤紀夫氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり同氏が選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、中島肇氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
4. 齊藤紀夫氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営に関わるとともに、監査役としての経験があり、社団法人日本監査役協会の理事を務めたことなどの企業に関する経営管理及び内部統制の専門知識を生かし、当社の経営に対して独立した立場からご意見をいただくことを期待したためであります。
5. 中島肇氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士であり、企業に関する法務、財務及び会計に関する専門知識を生かし、当社の経営に対して独立した立場からご意見をいただくことを期待したためであります。また、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、法科大学院教授及び弁護士として企業に関する法務並びに財務及び会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられるため、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
6. 当社は齊藤紀夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認された場合、当該契約は継続されることとなっております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。また、中島肇氏が原案どおり選任された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

イズ      モ      エイ      イチ  
出   雲   栄   一

---

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 生 年 月 日  | 昭和48年1月2日              |
| 所有当社株式数  | 0株                     |
| 重要な兼職の状況 | 公認会計士<br>出雲公認会計士事務所 代表 |

#### ●略歴

平成7年4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社  
平成10年4月 公認会計士登録  
平成22年7月 有限責任監査法人トーマツ パートナー  
平成27年2月 出雲公認会計士事務所 代表（現任）

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の有する当社の株式数は、平成27年3月31日現在のものであります。
3. 出雲栄一氏の選任が承認され、同氏が監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 出雲栄一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた専門的な知識、経験等を、当社の監査体制に生かしていただくため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。出雲栄一氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で当該契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、平成19年6月22日開催の第35回定時株主総会の決議により、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、平成21年6月24日開催の第37回定時株主総会、平成23年6月22日開催の第39回定時株主総会及び平成25年6月21日開催の第41回定時株主総会において、株主の皆様のご承認のもと、本対応策を更新（以下、更新後の買収防衛策を「現プラン」といいます。）いたしました。その有効期間は第43回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社では、金融商品取引法及び関連政省令の改正や昨今の買収防衛策に関する諸動向を踏まえ、当社のさらなる企業価値向上及び株主共同の利益の確保・向上の観点から買収防衛策のあり方について検討してまいりました。

その結果、当社は平成27年5月21日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを更新（以下、新たに更新するプランを「本プラン」といいます。）することを決定しました。

なお、本プランの基本的内容は、現プランと実質的に同一であります。本プランへの更新にあたり、その運用の透明化・適正化のため、次の事項の変更を行っております。

- ①取締役会による評価期間の延長期間（最大30日間）を明示したこと。
- ②対抗措置の発動条件について見直しを行ったこと。

### I 本プラン継続の理由等

#### 1. 「THE INTAGE WAY」と企業価値・株主共同の利益の確保・向上への取組み

当社は、当社グループの存在意義、ビジョン等を定める「THE INTAGE WAY」において、「グループ各社が保有する情報やシステムについての専門性を背景に、お客様のビジネスの成功に貢献することによって、その先の人々の暮らしを豊かにし、地球社会の持続可能な発展に寄与すること」を掲げ、『地球社会の明日を拓く「知」の創造』を担う企業グループを目指しております。

また、昭和35年3月の創業以来、連綿と培ってきたお客様との信頼関係、マーケティングリサーチ力とシステムソリューション力を基盤とした事業展開、さらにこれらを支える従業員等の関係者を基礎として、当社の企業価値の向上に努めてまいりました。

当社グループの事業に対する信頼は、長年培ってきたマーケティングリサーチ力、システムソリューション力等の各種専門性に加えて、中長期的視点に立ち、良質なデータを継続的・安定的に提供する運用システムを構築し、常に手間を惜しまず、これを改善していく顧客志向性により勝ち得たものです。

このように、当社が持続的成長・企業価値の向上を実現するためには、安定した経営基盤のもと、中長期的な視点から適切な投資を継続的に実施するとともに、長年培ってきた経験・ノウハウの承継、人財の育成が不可欠であります。

当社は、かかる観点から第11次中期経営計画（平成26年4月－平成29年3月）グループ基本方針に「リノベーション&イノベーション」「生活者理解」を最大の武器に、更なる成長加速へ」を掲げ、新事業領域への投資余力を生み出すことを視野に、グループ各社の主力事業の再点検と強化を図り、より強固な収益の柱とすることを目指し、各重点課題に取り組んでおります。

当社は、この中期経営計画の重点課題を着実に推進していくことが、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益向上につながるものと考えております。

## 2. 本プラン継続の理由

当社は、当社株式の大量取得や買収であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主共同の利益を維持・向上させていくものであれば、これを一概に否定するものではなく、当社の経営を支配する者が、当社の企業価値と株主共同の利益を維持・向上させることができるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今、株式の大量買付や買収提案の中には、その目的等からみて買収者の利益のみを図ろうとするもの、対象会社を解体し対象会社の企業価値を著しく毀損しようとするものなどが見受けられます。当社としましては、かかる買収を含め、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者が買収提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供しない場合や、明らかに当社の企業価値と株主共同の利益を毀損するものである場合は、当社の財務及び事業活動を支配する者としては不適切であると考えます。

さらに、当社の財務及び事業活動を支配する者には、当社グループの「THE INTAGE WAY」を十分に理解し、前記1. のとおり、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って事業の持続的な成長性を追求し、もって当社の企業価値と株主共同の利益を維持・向上させていくことが必要であると考えます。

したがって、当社の経営を支配しようとする大量買付者が出現した際には、当社は、当社の経営方針、当社の企業価値と株主共同の利益の維持・向上のための事業計画、財務計画、資本政策、当社の従業員、取引先等の利害関係者の処遇方針等についての十分な情報の提供を受け、当該提案等が当社の企業価値と株主共同の利益を維持・向上させることができるものか否かの観点に立って評価・検討し、株主様が客観的に判断できるよう情報を適時に開示するとともに、明らかに当社の企業価値と株主共同の利益を毀損するものである場合には、かかる買付行為に対し対抗措置を講ずる責任があると考えます。

当社では、これらの対応を滞りなく進めるために、大量買付行為に対するルールの設定とそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置の構築が必要であると判断し、買収防衛策の更新をご提案することといたしました。

## II 本プランの内容

### 1. 本プランの概要

本プランは、i) 買付者が大量買付行為を行おうとする場合に、当社取締役会が買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、それに基づいて当該大量買付行為についての評価、検討、買付者との買付条件に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行っていくための手続（以下「大量買付ルール」といいます。）、及びii) 買付者が大量買付ルールに従うことなく買付を行う等、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合に、必要に応じて当社が対抗措置を発動することを定めるものであります。

本プランの対象となる「大量買付行為」とは、下記のいずれかに該当する買付又はこれに類似する行為をいいます（あらかじめ当社取締役会が承認した行為を除く）。

- (1) 当社が発行する株式等（注1）について、保有者（注2）及びその共同保有者（注3）の株式等保有割合（注4）が20%以上となる買付
- (2) 当社が発行する株式等（注5）について、公開買付（注6）後の公開買付者の株式等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

また、大量買付行為を行う者又はその提案者を「大量買付者」といい、大量買付者及びそのグループ（大量買付者だけでなく、保有者に含まれる者（注9）、共同保有者（注3）、特別関係者（注8）、及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）を合わせて「大量買付者グループ」といいます。

（注1）「株式等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」をいいます。

（注2）「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき、保有者に含まれる者を含みます。

（注3）「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

（注4）「株式等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」をいいます。

（注5）「株式等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」をいいます。

（注6）「公開買付」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付」をいいます。

（注7）「株式等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」をい



います。以下同じ。

(注8)「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。

(注9)「保有者に含まれる者」とは、金融商品取引法第27条の23第3項に基づき、保有者に含まれる者をいいます。

## 2. 大量買付ルールの詳細

### (1) 意向表明書の提出

大量買付者には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当社取締役会に対して、大量買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言を記載した意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大量買付行為の概要等を明示していただきます。

### (2) 情報提供

#### ① 情報提供の方法

大量買付者には、当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「大量買付情報」といいます。）を当社取締役会が適切と判断する期限までに当社指定の書式で提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報のリストを当該大量買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは不十分と考えられる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、大量買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者においては、当該回答期限までに大量買付情報を追加的に提出していただきます。

当社取締役会は、当社株主の皆様の合理的な判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報の全部又は一部を開示します。

## ② 情報提供の内容

大量買付者に提供していただく情報の主な項目は以下のとおりです。

### a 大量買付者グループの詳細

大量買付者グループ（複数人又は複数社含まれる場合はそのすべて）の名称、資本構成、主要出資者（組合員その他の構成員を含みます。）の名称、その経歴、沿革、事業内容、財務内容、当社事業と同種の企業ないし事業経営についての経験、当社事業と同種の企業ないし事業の経営に関与したことがあり、又は実際に営むときは、その決算情報、セグメント情報など

### b 買付行為の目的、方法及び内容

大量買付行為の目的、買付の時期、買付の取引の仕組み、買付対価の価額・種類、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性など

### c 買付行為実行の資金の調達方法

買付に必要な資金の総額及び資金調達の方法・条件（資金提供者の氏名又は名称、関連する取引の内容）など

### d 買付価格の算定根拠

算定方法、算定の前提事実、及び算定に用いた数値に関する情報など

### e 大量買付後の経営方針、事業計画

大量買付行為完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画（業種・業態転換の可能性の有無を含みます。）、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、並びにこれらの計画実現の可能性とリスクの有無など

### f 利害関係者の処遇方針

大量買付行為完了後における当社の従業員、取引先、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

### g その他、当社取締役会又は後記3. 記載の独立委員会が合理的に必要と判断する情報

### (3) 取締役会による評価等

#### ① 評価期間

当社取締役会には、当社取締役会が求める大量買付情報の提供が完了した後、大量買付行為の評価等の難易度に応じ、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案等のための期間（以下「評価期間」といいます。）として、以下の期間が与えられるものとします。

- a 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合  
大量買付情報提供完了時（初日不算入）より60日間
- b その他の大量買付行為の場合  
大量買付情報提供完了時（初日不算入）より90日間

但し、当社取締役会は、評価期間の終了までに、当社取締役会又は後記3. 記載の独立委員会が大量買付情報の評価、検討、大量買付者との交渉、意見形成、代替案立案、対抗措置の発動に関する勧告等をなしえないときは、独立委員会の承認を得たうえで、合理的な範囲内において評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとし、当該延長の具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を開示いたします。

大量買付行為は、以上の評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

#### ② 取締役会による意見・代替案

当社取締役会は、評価期間中、各種外部専門家（公認会計士、弁護士、フィナンシャルアドバイザー等）の助言を受けながら、提供された大量買付情報を十分に評価・検討し、かつ後記3.（2）②による独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会としての意見を慎重にとりまとめて開示します。また、当社取締役会は、大量買付者との間で大量買付行為の条件改善について交渉し、あるいは当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

### 3. 独立委員会の設置

#### (1) 独立委員会設置の目的

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされるこ

とを防止するために独立委員会を設置します（独立委員会の委員の選任基準、決議事項、決議要件等については別紙1「独立委員会規程の概要」、本プラン更新時における独立委員会の委員の略歴等については別紙2「独立委員会委員の氏名及び略歴」に記載のとおりです。）。

## (2) 独立委員会の招集と勧告

### ① 独立委員会の招集

当社取締役会は、大量買付者による意向表明書の提出がなされたとき、又は大量買付行為の事実・動向が明らかになったときに独立委員会を招集し、独立委員会に対し、大量買付情報及び関連する情報、大量買付者の大量買付ルール遵守状況等を開示した上、対抗措置の発動の是非等につき諮問します。

### ② 当社取締役会への勧告

独立委員会は、大量買付者の提供する大量買付情報及び関連情報等に基づき対抗措置の発動の是非等について当社取締役会に勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、取締役会の意見を決議するものとします。

## 4. 対抗措置の発動の条件とその内容等

当社取締役会は、大量買付者の大量買付ルール遵守状況、大量買付情報等を検討し、大量買付者との協議・交渉の結果、独立委員会から勧告がなされた場合は勧告の内容等を踏まえ、大量買付行為が、後記(1)のいずれかに該当し、一定の対抗措置を取ることが相当であると判断する場合は、評価期間の開始又は終了の有無を問わず、後記(3)の新株予約権の無償割当等、会社法、その他法律及び定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動（以下、合わせて「対抗措置の発動」といいます。）する場合があります。

### (1) 発動の条件

#### ① 大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を待たず、対抗措置を発動することがあります。

#### ② 大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合は、原則として対抗措置は発動しません。但し、大量買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうものと判断される場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を得て対抗措置を発動することがあります。

なお、当該買付行為が下記のいずれかの類型に該当する場合には、大量買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうとして、対抗措置が発動される可能性があります。

- a 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買付等を行っている場合
- b 当社の経営を一時的に支配して当社又はグループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、取引先等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で株式の買付等を行っている場合
- c 当社の経営を支配した後に、当社又はグループ会社の資産を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買付等を行っている場合
- d 当社の経営を一時的に支配して、一時的な収益向上により一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買付等を行っている場合
- e 買付者の提示する当社株式の買付等の方法が、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付等の株式買付を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収である場合）

## (2) 発動の判断、中止等

### ① 発動の判断

当社取締役会は、対抗措置の発動の判断の客観性及び合理性を担保するために、大量買付者の提供する大量買付情報その他の情報に基づいて、弁護士等の外部専門家等の助言を得ながら、かつ独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当該大量買付行為の具体的内容や、当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益に与える影響を検討し、対抗措置の発動の是非を決定します。

## ② 発動の中止等

当社取締役会により、当該対抗措置の発動が決定された後、大量買付者が大量買付行為を中止もしくは撤回した場合、又は当該対抗措置発動決定の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、前記(1)の「発動の条件」のいずれにも該当しない、もしくは該当しても対抗措置を発動することが適切でないと当社取締役会が判断した場合は、対抗措置の発動を中止し、又はその内容を変更することができます。

この場合、当社取締役会は、これを独立委員会に報告するとともに、速やかに情報開示を行います。

## (3) 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置を発動すると決定した時点で、会社法、その他法律及び定款が取締役会の権限として認める対抗措置を選択することとなります。当社取締役会が、対抗措置として、新株予約権の無償割当を行う場合の概要は、以下のとおりです。

### ① 新株予約権の無償割当

#### a 新株予約権の割当ての対象となる株主と割当て条件

割当対象株主は、当社取締役会による新株予約権無償割当決議において別途定められる割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主様とし、その保有する株式1株につき新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）1個を割当てます。

#### b 本新株予約権の目的となる株式の種類・数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式は、原則として普通株式1株とします。

### ② 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の承認を要するものとします。

### ③ 新株予約権の行使

#### a 新株予約権の行使条件

大量買付者グループ、及び大量買付者グループから本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者、並びにこれらの者の関連者（注10）は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。

但し、非居住者の保有する本新株予約権も、後記④の取得の対象となります。

（注10）「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいいます。

#### b 新株予約権の行使価額

行使価額は1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において当社取締役会が定める価額とします。

#### c 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当決議において決定される日を初日とし、1カ月から3カ月を超えない範囲で本新株予約権無償割当決議において定める期間とします。

なお、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、払込取扱場所の前営業日を最終日とします。

### ④ 当社による本新株予約権の取得

a 当社は、本新株予約権行使期間の初日の前日までの間はいつでも、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、すべての本新株予約権を無償で取得することができます。

b 当社は、当社取締役会において別途決定される日に、前記③aにより本新株予約権の行使ができない者以外の者が有する未行使の本新株予約権のすべてを取得し、代わりに本新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができます。

c 当社は、bの取得がなされた日より後に、前記③aにより本新株予約権の行使ができ

ない者以外の者が有する未行使の本新株予約権が存在する場合は、そのすべてを取得し、代わりに本新株予約権1個につき当社株式1株を交付することができます。その後も同様に繰返すことができます。

#### 5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から平成29年3月期にかかる当社定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランに関する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが合理的に必要と認められる範囲に限り、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、その事実及びその内容について、速やかに情報開示します。

### Ⅲ 株主の皆様等への影響等

#### 1. 株主の皆様等への影響と手続

##### (1) 株主の皆様等への影響

##### ① 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当、その他対抗措置の発動自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

##### ② 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の無償割当が行われる場合、当社取締役会の決議により、別途定める割当基準日における株主の皆様へ、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権が1個の割合で割当てられます。

仮に株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、行使価格に相当する金銭を払い込んで新株予約権の行使の手続を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主様が確定した後において、当社が、



本新株予約権の無償割当を中止し、又は無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、1株当たり株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たり株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### ③ 大量買付者グループに与える影響

対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当が行われる場合、本新株予約権には、大量買付者は、本新株予約権を行使することはできない等の条件が付されるので、その保有する当社株式の保有割合が希釈化することになり経済的不利益を発生させることが想定されます。

### (2) 本新株予約権無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続

新株予約権無償割当が行われる場合の割当方法、名義書換方法、行使の方法、当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する決議が行われた後、株主の皆様に対し情報開示いたしますので、その内容をご確認ください。

## 2. 本プランの合理性

当社としましては、本プランは、以下のとおり合理性が高く、株主共同の利益を損なうものではなく、当社経営陣の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に十分配慮したものになっております。また、株式会社東京証券取引所が定める留意事項を充足しております。

### (2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための導入

本プランは、大量買付行為が行われた際、株主の皆様が当該大量買付行為が株主の皆様の利益に資するものであるかを判断するために必要な情報や時間を確保し、また株主の皆様のためによりよい代替案を引き出し、大量買付者と交渉することなどを可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として導入されるものであります。

### (3) 株主意思の尊重

本プランは、本定時株主総会において、本プランの承認が得られることを効力発生条件とします。

また、前記Ⅱ 5. 本プランの有効期間、廃止及び変更にて記載のとおり、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

以上のとおり、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されます。

### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

また、独立委員会の判断の概要については、株主の皆様にご情報開示することとしており、本プランの運営は、透明性をもって行われます。

### (5) 当社取締役の任期が1年であること

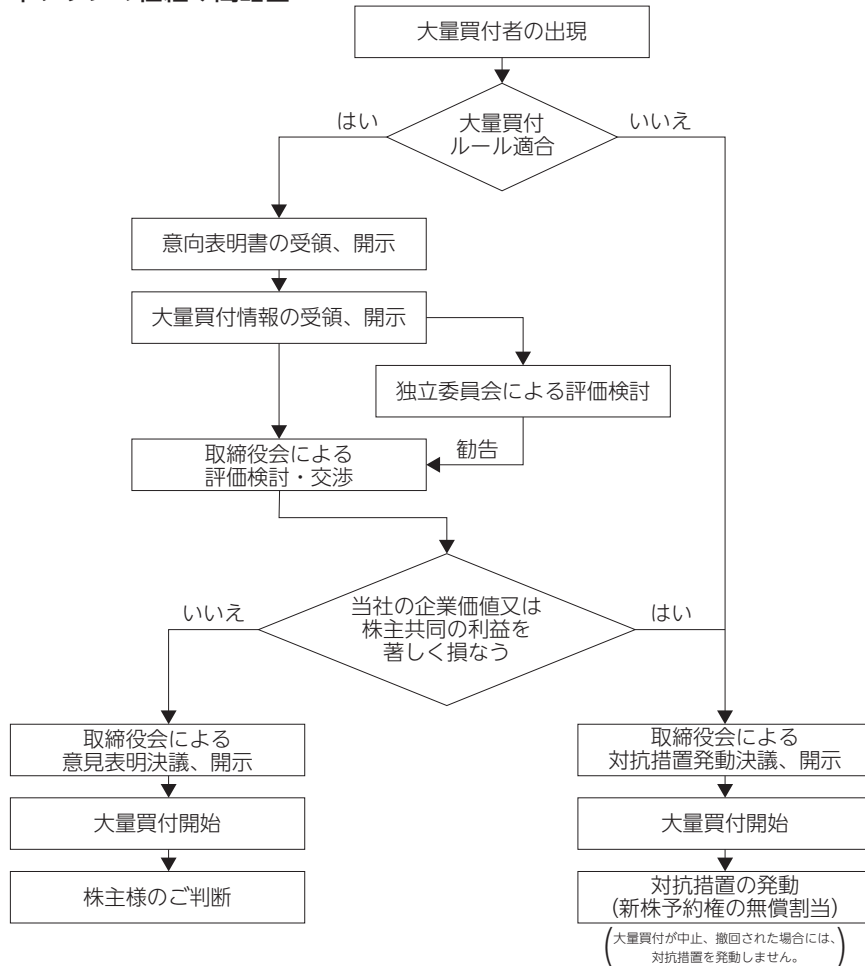
当社取締役の任期は、定款の定めにより法定の任期より短縮された1年となっております。このように取締役の任期を短縮することにより、毎年の取締役の選任を通じても、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることを可能としております。

### (6) デッドハンド型やスローハンド型ではないこと

本プランは、前記Ⅱ 5. のとおり、取締役会で廃止できるとされているため、大量買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、指名された取締役で構成される取締役会により、本プランは廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、前記（5）のとおり、当社取締役の任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型（取締役会の構成員の交代を1度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 本プランの仕組み簡略図



以上

## 別紙1 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している。当社社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 委員の任期は、選任の時から2年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までの2年間とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、委員が当社及び当社グループ会社の取締役に就任し業務執行を行う場合には、独立委員会委員としての任期はその時点で終了する。
4. 独立委員会の開催は、以下の場合に当社取締役会により招集される。
  - (1) 大量買付行為が明らかとなった場合
  - (2) 方法の如何を問わず、大量買付者が大量買付行為を行おうとする意向を当社又は第三者に示した場合
5. 独立委員会の委員は、買収防衛策が適正に運用されるよう大量買付者からの提案内容、提供情報等を検討し、その結果に基づき取締役会に対し対抗措置の発動の是非につき勧告する。
6. 独立委員会は、対抗措置の発動に関する勧告のほか、以下の職務を行う。
  - (1) 評価期間の延長の承認
  - (2) 大量買付者等との交渉・協議の勧告
  - (3) 取締役会に対する代替案の提供の要求・代替案の検討の勧告
  - (4) 本買収防衛策の廃止又は変更の承認
  - (5) その他当社取締役会から諮問された事項
7. 独立委員会は、必要に応じて公認会計士、弁護士、フィナンシャルアドバイザー等の外部専門家等の助言を得ることができるものとし、取締役会に対し検討に要する諸費用の支払いを請求できるものとする。
8. 独立委員会の各委員は、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から職務を行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益をを図ることを目的としてはならない。
9. 当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動等につき会社の機関としての決議を行う。
10. 独立委員会の決議は、委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

## 別紙2 独立委員会委員の氏名及び略歴

### 1. 中島 肇 (なかじま はじめ)

---

#### ●略歴

昭和56年 3月 東京大学法学部卒業  
昭和61年 4月 裁判官任官  
平成9年 4月 東京地方裁判所判事  
平成14年 4月 最高裁判所書記官研修所事務局長  
平成16年 4月 裁判所職員総合研修所研修部長  
平成17年 4月 東京高等裁判所判事  
平成19年 3月 東京高等裁判所判事退官  
4月 桐蔭法科大学院教授 (現任)  
6月 弁護士登録  
平成26年 6月 当社補欠監査役 (現任)

### 2. 田淵 智久 (たぶち ともひさ)

---

#### ●略歴

昭和55年 3月 東京大学法学部卒業  
昭和59年 4月 弁護士登録 (東京弁護士会所属)  
平成3年 4月 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 入所  
平成19年 4月 末吉綜合法律事務所 (現 潮見坂綜合法律事務所) 開設

### 3. 小林 憲司 (こばやし けんじ)

---

#### ●略歴

昭和62年 3月 東京大学文学部卒業  
平成元年 9月 朝日親和会計社 (現 有限責任 あずさ監査法人) 国際事業本部  
平成4年 4月 永野森田公認会計士事務所  
平成7年 9月 新日本アーンストアンドヤング株式会社 (現 新日本アーンストアンドヤング税理士法人)  
平成13年10月 新日本アーンストアンドヤング株式会社 取締役  
平成17年 4月 アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社 マネージング・ディレクター  
平成19年 7月 小林憲司公認会計士事務所開設 (現任)  
平成24年 7月 株式会社名村造船所独立委員会委員 (現任)

※ 3氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

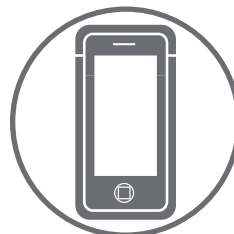
# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 1. 議決権行使サイトについて

- 1** インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）\*から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）  
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- 2** パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 3** 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- 4** インターネットによる議決権行使は、平成27年6月18日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等ございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。



## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- 1 上記の議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 2 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 3 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 1 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォン及び携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

## 5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

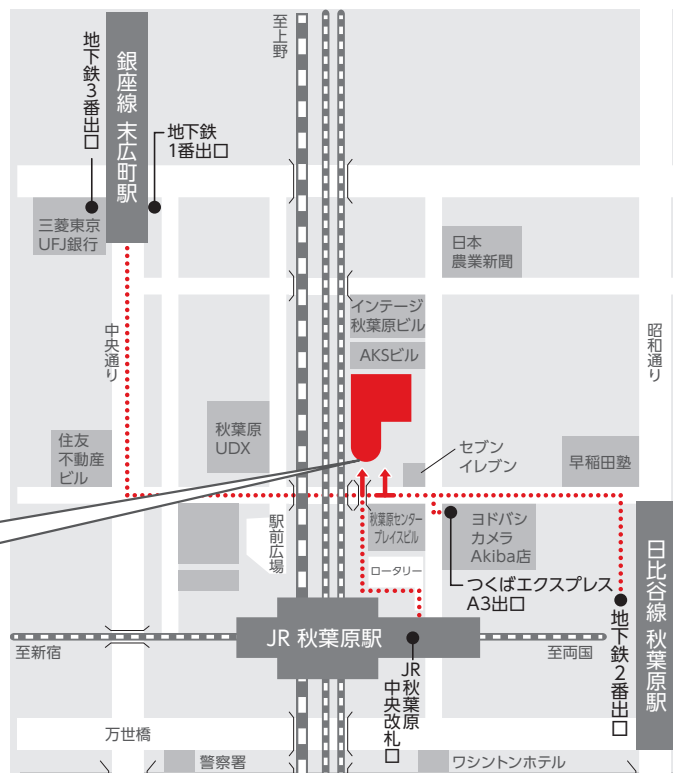
システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027  
（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

以上

## ▶ 株主総会会場ご案内図

### 会場

〒101-0022  
 東京都千代田区神田練堀町3番地  
 富士ソフト アキバプラザ  
 5階 アキバホール  
 ※会場が昨年と異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。



### 交通

JR線秋葉原駅

..... 中央改札口 徒歩2分

東京メトロ銀座線末広町駅

..... 1番または3番出口 徒歩5分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅

..... 2番出口 徒歩4分

つくばエクスプレス秋葉原駅

..... A3出口 徒歩2分

## 株式会社 インテージホールディングス

〒101-0022 東京都千代田区神田練堀町3番地 インテージ秋葉原ビル  
 Tel. 03-5294-7411

